

令和四年カジノ管理委員会規則・国土交通省令第一号

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令

特定複合観光施設区域整備法（平成三十一年法律第八十号）第二十三条第一項、第二十五条第二項並びに第二十八条第一項から第五項まで、同条第六項及び第七項（これらの規定を同条第十二項において準用する場合を含む。）、第八項、第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第十一項並びに第十三項から第十八項までの規定に基づき、特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令を次のように定める。

（監査人事業監査報告の作成）

**第一条 特定複合観光施設区域整備法（以下「法」という。）第二十三条第一項の規定による監査については、この条に定めるところによる。**

監査人は、その職務を適切に遂行するため、監査に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

（この場合において、認定設置運営事業者等（カジノ事業者又はカジノ施設供用事業者に限る。以下同じ。）及びその役員は、監査人の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。）

一 当該認定設置運営事業者等の従業者（監査人を除く。）

二 その他監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監査人は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該認定設置運営事業者等の他の監査人、親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）。第三条第三項において「財務諸表等規則」という。）第八条第三項の規定により、認定設置運営事業者等の親会社とされる者をい、及び子会社（同条第三項、第四項及び第七項の規定により、認定設置運営事業者等の子の

会社とされる者をいう。第十九条第一項において同じ。）の監査役その他これらに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 法第二十三条第一項の規定による監査報告書（次項及び第十条第二号において「監査人事業監査報告」という。）の作成及びその内容の通知は、事業年度ごとに、行わなければならぬ。

6 監査人事業監査報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一 監査人の監査（財務報告書又は四半期報告書に係るもの）を除く。第三号において同じ。）

二 監査人事業監査報告は、事業年度ごとに、行わなければならぬ。

（監査人事業監査報告の作成）

**第一条 特定複合観光施設区域整備法（以下「法」という。）第二十三条第一項の規定による監査については、この条に定めるところによる。**

監査人は、その職務を適切に遂行するため、監査に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

（この場合において、認定設置運営事業者等（カジノ事業者又はカジノ施設供用事業者に限る。以下同じ。）及びその役員は、監査人の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。）

一 当該認定設置運営事業者等の従業者（監査人を除く。）

二 その他監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監査人は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該認定設置運営事業者等の他の監査人、親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）。第三条第三項において「財務諸表等規則」という。）第八条第三項の規定により、認定設置運営事業者等の親会社とされる者をい、及び子会社（同条第三項、第四項及び第七項の規定により、認定設置運営事業者等の子の

会社とされる者をいう。第十九条第一項において同じ。）の監査役その他これらに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 法第二十三条第一項の規定による監査報告書（次項及び第十条第二号において「監査人事業監査報告」という。）の作成及びその内容の通知は、事業年度ごとに、行わなければならぬ。

6 監査人事業監査報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一 監査人の監査（財務報告書又は四半期報告書に係るもの）を除く。第三号において同じ。）

二 当該認定設置運営事業者等が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令を次のように定める。

（監査人事業監査報告の作成）

**第一条 特定複合観光施設区域整備法（以下「法」という。）第二十三条第一項の規定による監査については、この条に定めるところによる。**

監査人は、その職務を適切に遂行するため、監査に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

（この場合において、認定設置運営事業者等（カジノ事業者又はカジノ施設供用事業者に限る。以下同じ。）及びその役員は、監査人の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。）

一 当該認定設置運営事業者等の従業者（監査人を除く。）

二 その他監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監査人は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該認定設置運営事業者等の他の監査人、親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）。第三条第三項において「財務諸表等規則」という。）第八条第三項の規定により、認定設置運営事業者等の親会社とされる者をい、及び子会社（同条第三項、第四項及び第七項の規定により、認定設置運営事業者等の子の

会社とされる者をいう。第十九条第一項において同じ。）の監査役その他これらに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 法第二十三条第一項の規定による監査報告書（次項及び第十条第二号において「監査人事業監査報告」という。）の作成及びその内容の通知は、事業年度ごとに、行わなければならぬ。

6 第二項の四半期連結財務諸表は、次に掲げるものとする。

一 四半期連結貸借対照表

二 四半期連結損益計算書

三 四半期連結包括利益計算書

四 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

五 第三項から前項までに規定する財務諸表の様式は、別記第一号様式から別記第三十号様式までは、別表第一によらなければならない。

六 第四半期連結財務諸表は、カジノ管理委員会規則・国土交通省令で定めるものは、個別財務諸表、連結財務諸表、四半期個別財務諸表及び四半期連結財務諸表とする。

前項の個別財務諸表は、次に掲げるものとする。

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書

四 キャッシュ・フロー計算書

五 附属明細表として次に掲げるもの

一 監査人の氏名

二 認定設置運営事業者等の名称

三 法第二十五条第一項の規定による請求（次号及び第五号において単に「請求」という。）を行つた日

四 請求の要旨

五 請求の内容

（会計の原則）

第三条 法第二十八条第一項の規定による会計の整理については、この条から第五条までに定めることによるものとし、これらの規定に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会（以下単に「企業会計審議会」という。）により公表された企業会計の基準は、前項に規定する般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 財務諸表等規則第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

4 財務諸表等規則第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

5 第二項の四半期個別財務諸表は、次に掲げるものとする。

一 四半期貸借対照表

二 四半期損益計算書

三 四半期附屬明細表たる業務別営業収支明細表

四 四半期附屬明細表たる業務別営業収支明細表

二 財務報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

三 当該承認を受けた場合及び前号に規定する理由について消滅又は変更があった場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

前項の承認申請書には、同項第二号に規定する理由を証する書面を添付しなければならない。

カジノ管理委員会及び国土交通大臣は、第一項の規定による承認の申請があつた場合において、当該認定設置運営事業者等が、やむを得ない理由により財務報告書をその事業年度経過後三月以内（当該事業年度に係る財務報告書の提出に関する法第二十八条第四項の承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）に提出できないと認めるときは、当該申請があつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（直前事業年度に係る財務報告書の提出に関する当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る第一項第二号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る財務報告書について、承認をするものとする。

四 前項の承認に係る第一項第二号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合には、カジノ管理委員会及び国土交通大臣は、前項の承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かって取り消すことができる。

（財務報告書の添付書類）  
第十一条 法第二十八条第五項のカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、第一号に掲げる書類については、当該財務報告書の提出日前三年以内に同項の規定により添付して提出したものから変更がないときは、その添付を省略することができる。

- 一 定款
- 二 監査人事業監査報告
- 三 第十三条に規定する監査人財務監査報告
- 四 公認会計士等監査報告書（第三十条第一項第十三条及び第十四条第一号において同じ。）
- 五 第三十四条第一項に規定する内部統制監査報告書

（監査人の財務報告書の監査）

第十二条 財務報告書を作成した認定設置運営事業者等は、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）に対して財務報告書を提供しようとするときは、監査人に對しても財務報告書を提供しなければならない。

（財務報告書の提供）  
第十三条 監査人は、財務報告書及び公認会計士等監査報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査人財務監査報告を作成しなければならない。

（監査人財務監査報告の内容）  
第十四条 監査人は、財務報告書に係るものに限る。第六号において同じ。）の方法及びその内容

一 監査人の監査（財務報告書に係るものに限る。第六号において同じ。）の方法及びその内容

二 財務報告書（個別財務諸表（連結財務諸表を作成している場合には、連結財務諸表を含む。次号及び第十七条において同じ。）を除く。）が法令又は定款に従い認定設置運営事業者等の状況を正しく示しているかどうかについての意見

三 個別財務諸表についての公認会計士等の監査の方法又は結果を相当ないと認めたときは、その旨及びその理由

四 重要な後発事象（公認会計士等監査報告書の内容となっているものを除く。）

五 公認会計士等の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項

六 監査人の監査のため必要な調査ができるな

ったときは、その旨及びその理由

七 設置運営事業等に係る業務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他当該業務の適正を確保するための体制の整備の内容及びその運用状況が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由

八 会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第一百八十八条第三号に規定する事項が財務報告書の内容となっているときは、当該事

項についての意見

九 当該認定設置運営事業者等との親会社等に規定する公認会計士等監査報告書をい。う。

（認定設置運営事業者等が株式会社である場合にあっては会社法（平成十七年法律第八十

六号）第二条第四号の二に規定する親会社等の認定設置運営事業者等が持分会社（同法

第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあつては社員をいう。

以下この号において同じ。）との間の取引に係る次に掲げる事項が財務報告書の内容となつてゐるときは、当該事項についての意見

イ 当該取引をするに当たり当該認定設置運営事業者等との親会社等との間の利益が相反するものを含む。）の取引で当該認定設置運営事業者等とその親会社等との間の利益が相反するものと認めたときは、当該事項についての意見

ロ 当該取引が当該認定設置運営事業者等の利益を害さないかどうかについての当該認定設置運営事業者等の取締役（取締役会設立事項（当該事項がない場合にあっては、その旨））

ハ 社外取締役（会社法第二条第七号に規定する取締役会設置会社をいう。）にあつては、取締役会又は当該取引をしようとした社員以外の社員の判断及びその理由

口 当該取引が当該認定設置運営事業者等の利益を害さないかどうかについての当該認定設置運営事業者等の取締役（取締役会設立事項（当該事項がない場合にあっては、その旨））

ロ 当該取引をしようとした社員（取締役会）又は当該取引をしようとした社員以外の社員の判断及びその理由

ハ 社外取締役（会社法第二条第十五号に規定する社外取締役をいう。以下このハにおいて同じ。）を置く認定設置運営事業者等において、ロに規定する取締役の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

イ 監査人財務監査報告を作成した日

（監査人財務監査報告の通知期限）  
第十五条 監査人は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、認定設置運営事業者等及び公認会計士等に前条に規定する監査人財務監査報告の内容を通知しなければならない。

一 公認会計士等監査報告書を受領した日から一週間を経過した日

二 認定設置運営事業者等及び監査人の間で合意により定めた日があるときは、その日

（確認書の様式）  
第十六条 法第二十八条第七項に規定する確認書（財務報告に係る内部統制の評価の基準）

二号）第一百八十八条第三号に規定する事項が財務報告書の内容となつてゐるときは、当該事

項についての意見

九 当該認定設置運営事業者等との親会社等に規定する公認会計士等監査報告書をい。う。

（認定設置運営事業者等が株式会社である場合にあっては会社法（平成十七年法律第八十

六号）第二条第四号の二に規定する親会社等の認定設置運営事業者等が持分会社（同法

等の認定設置運営事業者等が持分会社（同法

等の認定設置運営事業者等が持分会社（同法

前項に規定する一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に該当するものとする。

（財務諸表その他の財務報告に関する情報の適正性を確保するために必要な体制）  
第十七条 法第二十八条第八項の財務報告に関する情報の適正性を確保するために必要なものとしてカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定められた外部報告（第二十条第三項において「財務報告」）が法令等に従つて適正に作成されたための体制（第十九条第二項及び第二十条第三項において「財務報告に係る内部統制」という。）とする。

（財務報告に係る内部統制報告書の様式）  
第十八条 法第二十八条第八項に規定する財務報告に係る内部統制報告書は、別記第三十四号様式により作成しなければならない。

（財務報告に係る内部統制報告書の基準日）  
第十九条 法第二十八条第八項の評価を行おうとする認定設置運営事業者等は、事業年度の末日を基準日として財務報告に係る内部統制報告書を作成するものとする。

（事業年度の末日が認定設置運営事業者等の連結決算日（以下この項において単に「連結決算日」という。）と異なる連結子会社（連結の範囲に含まれる子会社をいう。以下この項及び第二十八条において同じ。）について、当該連結子会社の当該事業年度に係る個別財務諸表を基礎として認定設置運営事業者等の連結財務諸表が作成されている場合には、当該連結子会社の当該事業年度の末日後、当該連結財務諸表に係る連結決算日までの間に当該連結子会社の財務報告に係る内部統制に重要な変更があつた場合を除き、認定設置運営事業者等の財務報告に係る連結子会社の財務報告に係る内部統制の評価については、当該連結子会社の当該事業年度の末日ににおける当該連結子会社の財務報告に係る内部統制の評価をして行うことができる。

（財務報告書等の訂正）  
第二十条 法第二十八条第十項のカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定める事由は、次に掲げるものとする。

一 提出日前に発生した当該財務報告書等に記載すべき重要な事実で、当該財務報告書等を



従事する者（以下この条において「補助者」という。）が、公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）第七条第一項第一号、第四号から第六号まで、第八号若しくは第九号に掲げる関係を有する場合

五 公認会計士の二親等以内の親族が、公認会計士法第二十四条第一項第一号又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号に掲げる関係を有する場合

六 公認会計士若しくはその配偶者又は補助者が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大藏省令第二十八条）第二条第八号に規定する持分法が適用される非連結子会社（同条第六号に規定する非連結子会社をいう。）又は関連会社（同条第七号に規定する関連会社をいう。））をいふ。次項において同じ。との間に公認会計士法二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号まで（補助者にあっては、同号を除く。）に掲げる関係を有する場合

一 公認会計士法第三十四条の十一第一項に規定する関係を行ってはならない場合

二 公認会計士法第三十四条の十一の二第一項に規定する関係を行ってはならない場合

三 被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する監査法人の社員又はその配偶者が、公認会計士法第三十四条の十一第三項に規定する関係を有する場合

四 補助者が、公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号、第四号から第六号まで、第八号若しくは第九号に掲げる関係を有する場合

五 被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する監査法人の社員の二親等以内の親族が、公認会計士法第二十四条第一項第一号又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号に掲げる関係を有する場合

2

八 監査法人の社員のうちに、被監査会社の持分法適用会社の取締役、執行役、監査役若しくは使用者である者が、本人又はその配偶者につき、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号まで（補助者にあっては、同号を除く。）に掲げる関係を有する場合

九 監査法人の社員の半数以上の者が、本人又はその配偶者につき、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号まで（補助者にあっては、同号を除く。）に掲げる関係を有する場合

（公認会計士等の監査証明の基準及び手続）

（財務報告書等の監査証明の手続）

**第二十九条** 法第二十八条第十六項のカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定める基準及び手続きは、次条から第三十五条までに定めるものとする。

（公認会計士等の監査証明の手続）

**第三十条** 法第二十八条第十五項前段の規定による財務報告書の監査証明は、財務報告書の監査結果は、次条から第三十五条までに定めるものとする。

（公認会計士等の監査証明の手続）

2

（公認会計士等の監査証明の手続）

**第三十二条** 公認会計士等は、四半期報告書を受領した後、遅滞なく、認定設置運営事業者等及び監査人に公認会計士等四半期レビュー報告書を提出しなければならない。

（公認会計士等の職務の遂行に関する事項）

**第三十三条** 公認会計士等は、監査人に対する第三十一条の規定による公認会計士等監査報告書の提出及び前条の規定による公認会計士等四半期レビュー報告書の提出に際して、当該公認会計士等についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合には、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。ただし、全ての監査人が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。

一 独立性に関する事項その他監査に関する法律及び規程の遵守に関する事項

二 監査、監査に準ずる業務及びこれに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する法律及び規程の遵守に関する事項

三 公認会計士等の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他事項

六 監査法人が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法第三十四条の十一第一項第一号又は公認会計士法施行令第十五条第一号から第三号までに掲げる関係を有する場合

七 被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する監査法人の社員若しくはその配偶者又は補助者が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号に掲げる関係を有する場合

八 監査法人の社員のうち、被監査会社の持分法適用会社の取締役、執行役、監査役若しくは使用者である者が、本人又はその配偶者につき、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号に掲げる関係を有する者がある場合

九 監査法人の社員の半数以上の者が、本人又はその配偶者につき、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号まで（補助者にあっては、同号を除く。）に掲げる関係を有する場合

（公認会計士等監査報告書の提出期限）

第一号若しくは第四号から第七号まで（補助者にあっては、同号を除く。）に掲げる関係を有する場合は、同号を除く。に掲げる関係を有する場合

八 監査法人の社員のうちに、被監査会社の持分法適用会社の取締役、執行役、監査役若しくは使用者である者が、本人又はその配偶者につき、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号に掲げる関係を有する者がある場合

九 監査法人の社員の半数以上の者が、本人又はその配偶者につき、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号に掲げる関係を有する場合

行に従つて実施された財務報告書の監査又は四半期レビューの結果に基づいて作成されなければならない。

**第三十四条** 法第二十八条第十五項後段の規定による財務報告に係る内部統制報告書の監査證明は、内部統制報告書の監査を実施した公認会計士等が作成する内部統制監査報告書（次項及び第四項において単に「内部統制監査報告書」という。）により行うものとする。

（財務報告に係る内部統制報告書の監査證明の手続）

**第三十五条** 公認会計士等は、財務報告書の監査、四半期レビュー又は内部統制報告書の監査（以下この条において「監査等」という。）の終了後遅滞なく、当該監査等に係る記録又は資料を当該監査等に係る監査調査として整理し、これをその事務所に備えておかなければならぬ。

（監査調査の作成及び備置）

4 内部統制監査報告書は、公認会計士等監査報告書と併せて作成するものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

（法令違反等事実の通知）

第三十六条 法第二十八条第十七項の規定による通知は、法令違反等事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置を講ずべき旨を記載した書面により、当該認定設置運営事業者等の監査人その他これに準ずる者（同項に規定する適切な措置を講ずることについて他に適切な者がある場合には、当該者）に対してもしなければならない。

（法令違反等事実に係る法令違反の是正その他の措置をとるべき期間）

**第三十七条** 法第二十八条第十八項のカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定める期間は、同条第十七項の規定による通知を行つた日（以下この条及び次条第三号において「通知日」という。）から通知日後最初に到来する次のいずれかに掲げる日までの間とする。









別記第九号様式（第五条第七項関係）

项目名称	项目负责人	项目类别	项目状态	项目周期	项目预算
基础研究项目A	张三	基础研究	进行中	1年	100万
基础研究项目B	李四	基础研究	进行中	1年	100万
应用研究项目C	王五	应用研究	进行中	1年	100万
应用研究项目D	赵六	应用研究	进行中	1年	100万
技术创新项目E	孙七	技术创新	进行中	1年	100万
技术创新项目F	钱八	技术创新	进行中	1年	100万
国际合作项目G	胡九	国际合作	进行中	1年	100万
国际合作项目H	周十	国际合作	进行中	1年	100万
总计					800万

別記第十号様式（第五条第七項関係）

第10章-多栏式(盈余表上项目)				
部分	主营业务收入 (亿元)	主营业务成本 (亿元)	主营业务利润 (亿元)	主营业务税金及附加 (亿元)

(注:本章主要  
指标的计算方法同前面所讲,但计算结果与前面所讲不同,主要是因为“广义净利润”不同。)

別記第十一号様式（第五条第七項関係）

学生用第一回文題（複数名用問題）				
問題	標準回答（1回目）	標準回答（2回目）	標準回答（3回目）	標準回答（4回目）
○	○	○	○	○
○	○	○	○	○
○	○	○	○	○

別記第十二号様式（第五条第七項関係）

项目名称：(填写项目名称) 【填写项目名称时，必须填写完整、规范的项目名称】						
序号	项目名称	项目金额	项目金额	项目金额	项目金额	项目金额
1	基础设施建设					
2	设备购置					
3	软件购买					
4	人员招聘					
5	日常运营					
6	市场营销					
7	研发投入					
8	其他支出					

姓名	年龄	性别	职业	文化程度	工作年限	身体状况	家庭情况	政治面貌
王华明	28	男	司机	高中	5	正常	已婚	群众
李小红	25	女	会计	大专	3	良好	已婚	群众
张强	30	男	工程师	本科	8	正常	已婚	群众
赵丽	26	女	护士	中专	2	良好	未婚	群众
孙伟	32	男	教师	本科	10	正常	已婚	群众
吴军	29	男	程序员	本科	6	正常	已婚	群众
郑丽	27	女	秘书	大专	4	良好	未婚	群众
范明	31	男	经理	本科	9	正常	已婚	群众
胡敏	24	女	销售员	高中	1	良好	未婚	群众
林峰	29	男	设计师	本科	7	正常	已婚	群众
陈雷	28	男	厨师	中专	5	良好	未婚	群众
黎娟	26	女	采购员	大专	3	良好	未婚	群众
夏云	27	男	驾驶员	高中	2	良好	未婚	群众
何静	25	女	文员	大专	1	良好	未婚	群众
徐伟	30	男	项目经理	本科	8	正常	已婚	群众
程晓	23	女	店员	高中	0.5	良好	未婚	群众
宋超	33	男	监理	本科	10	正常	已婚	群众
朱丽	28	女	接待员	大专	4	良好	未婚	群众
孙伟	32	男	经理	本科	10	正常	已婚	群众
吴军	29	男	程序员	本科	6	正常	已婚	群众
黎娟	26	女	采购员	大专	3	良好	未婚	群众
黎娟	26	女	采购员	大专	3	良好	未婚	群众

姓名	年龄	性别	职业	文化程度	工作年限	身体状况	家庭情况	政治面貌
王华明	28	男	司机	高中	5	正常	已婚	群众
李小红	25	女	会计	大专	3	良好	已婚	群众
张强	30	男	工程师	本科	8	正常	已婚	群众
赵丽	26	女	护士	中专	2	良好	未婚	群众
孙伟	32	男	教师	本科	10	正常	已婚	群众
吴军	29	男	程序员	本科	6	正常	已婚	群众
黎娟	27	女	秘书	大专	4	良好	未婚	群众
范明	31	男	经理	本科	9	正常	已婚	群众
胡敏	24	女	销售员	高中	1	良好	未婚	群众
林峰	29	男	设计师	本科	7	正常	已婚	群众
陈雷	28	男	厨师	中专	5	良好	未婚	群众
黎娟	26	女	采购员	大专	3	良好	未婚	群众
夏云	27	男	驾驶员	高中	2	良好	未婚	群众
何静	25	女	文员	大专	1	良好	未婚	群众
徐伟	30	男	项目经理	本科	8	正常	已婚	群众
程晓	23	女	店员	高中	0.5	良好	未婚	群众
宋超	33	男	监理	本科	10	正常	已婚	群众
朱丽	28	女	接待员	大专	4	良好	未婚	群众
孙伟	32	男	经理	本科	10	正常	已婚	群众
吴军	29	男	程序员	本科	6	正常	已婚	群众
黎娟	26	女	采购员	大专	3	良好	未婚	群众
黎娟	26	女	采购员	大专	3	良好	未婚	群众

姓名	年龄	性别	职业	文化程度	工作年限	身体状况	家庭情况	政治面貌
王华明	28	男	司机	高中	5	正常	已婚	群众
李小红	25	女	会计	大专	3	良好	已婚	群众
张强	30	男	工程师	本科	8	正常	已婚	群众
赵丽	26	女	护士	中专	2	良好	未婚	群众
孙伟	32	男	教师	本科	10	正常	已婚	群众
吴军	29	男	程序员	本科	6	正常	已婚	群众
黎娟	27	女	秘书	大专	4	良好	未婚	群众
范明	31	男	经理	本科	9	正常	已婚	群众
胡敏	24	女	销售员	高中	1	良好	未婚	群众
林峰	29	男	设计师	本科	7	正常	已婚	群众
陈雷	28	男	厨师	中专	5	良好	未婚	群众
黎娟	26	女	采购员	大专	3	良好	未婚	群众
夏云	27	男	驾驶员	高中	2	良好	未婚	群众
何静	25	女	文员	大专	1	良好	未婚	群众
徐伟	30	男	项目经理	本科	8	正常	已婚	群众
程晓	23	女	店员	高中	0.5	良好	未婚	群众
宋超	33	男	监理	本科	10	正常	已婚	群众
朱丽	28	女	接待员	大专	4	良好	未婚	群众
孙伟	32	男	经理	本科	10	正常	已婚	群众
吴军	29	男	程序员	本科	6	正常	已婚	群众
黎娟	26	女	采购员	大专	3	良好	未婚	群众
黎娟	26	女	采购员	大专	3	良好	未婚	群众

姓名	年龄	性别	职业	文化程度	工作年限	身体状况	家庭情况	政治面貌
王华明	28	男	司机	高中	5	正常	已婚	群众
李小红	25	女	会计	大专	3	良好	已婚	群众
张强	30	男	工程师	本科	8	正常	已婚	群众
赵丽	26	女	护士	中专	2	良好	未婚	群众
孙伟	32	男	教师	本科	10	正常	已婚	群众
吴军	29	男	程序员	本科	6	正常	已婚	群众
黎娟	27	女	秘书	大专	4	良好	未婚	群众
范明	31	男	经理	本科	9	正常	已婚	群众
胡敏	24	女	销售员	高中	1	良好	未婚	群众
林峰	29	男	设计师	本科	7	正常	已婚	群众
陈雷	28	男	厨师	中专	5	良好	未婚	群众
黎娟	26	女	采购员	大专	3	良好	未婚	群众
夏云	27	男	驾驶员	高中	2	良好	未婚	群众
何静	25	女	文员	大专	1	良好	未婚	群众
徐伟	30	男	项目经理	本科	8	正常	已婚	群众
程晓	23	女	店员	高中	0.5	良好	未婚	群众
宋超	33	男	监理	本科	10	正常	已婚	群众
朱丽	28	女	接待员	大专	4	良好	未婚	群众
孙伟	32	男	经理	本科	10	正常	已婚	群众
吴军	29	男	程序员	本科	6	正常	已婚	群众
黎娟	26	女	采购员	大专	3	良好	未婚	群众
黎娟	26	女	采购员	大专	3	良好	未婚	群众

基础数据采集与整理							报告人
基础数据	采集方法	采集时间	采集频率	采集周期	数据质量	采集工具	采集负责人
基础数据1	方法A	2023-01-01	每日	月度	高	工具A	负责人A
基础数据2	方法B	2023-01-01	每周	月度	中	工具B	负责人B
基础数据3	方法C	2023-01-01	每月	月度	低	工具C	负责人C
基础数据4	方法D	2023-01-01	每季度	月度	中	工具D	负责人D
基础数据5	方法E	2023-01-01	每年	月度	低	工具E	负责人E
基础数据6	方法F	2023-01-01	每半年	月度	中	工具F	负责人F
基础数据7	方法G	2023-01-01	每季度	月度	高	工具G	负责人G
基础数据8	方法H	2023-01-01	每半年	月度	中	工具H	负责人H
基础数据9	方法I	2023-01-01	每年	月度	低	工具I	负责人I
基础数据10	方法J	2023-01-01	每季度	月度	中	工具J	负责人J
基础数据11	方法K	2023-01-01	每半年	月度	高	工具K	负责人K
基础数据12	方法L	2023-01-01	每年	月度	中	工具L	负责人L
基础数据13	方法M	2023-01-01	每季度	月度	高	工具M	负责人M
基础数据14	方法N	2023-01-01	每半年	月度	中	工具N	负责人N
基础数据15	方法O	2023-01-01	每年	月度	低	工具O	负责人O
基础数据16	方法P	2023-01-01	每季度	月度	中	工具P	负责人P
基础数据17	方法Q	2023-01-01	每半年	月度	高	工具Q	负责人Q
基础数据18	方法R	2023-01-01	每年	月度	中	工具R	负责人R
基础数据19	方法S	2023-01-01	每季度	月度	高	工具S	负责人S
基础数据20	方法T	2023-01-01	每半年	月度	中	工具T	负责人T
基础数据21	方法U	2023-01-01	每年	月度	低	工具U	负责人U
基础数据22	方法V	2023-01-01	每季度	月度	中	工具V	负责人V
基础数据23	方法W	2023-01-01	每半年	月度	高	工具W	负责人W
基础数据24	方法X	2023-01-01	每年	月度	中	工具X	负责人X
基础数据25	方法Y	2023-01-01	每季度	月度	高	工具Y	负责人Y
基础数据26	方法Z	2023-01-01	每半年	月度	中	工具Z	负责人Z
基础数据27	方法AA	2023-01-01	每年	月度	低	工具AA	负责人AA
基础数据28	方法BB	2023-01-01	每季度	月度	中	工具BB	负责人BB
基础数据29	方法CC	2023-01-01	每半年	月度	高	工具CC	负责人CC
基础数据30	方法DD	2023-01-01	每年	月度	中	工具DD	负责人DD
基础数据31	方法EE	2023-01-01	每季度	月度	高	工具EE	负责人EE
基础数据32	方法FF	2023-01-01	每半年	月度	中	工具FF	负责人FF
基础数据33	方法GG	2023-01-01	每年	月度	低	工具GG	负责人GG
基础数据34	方法HH	2023-01-01	每季度	月度	中	工具HH	负责人HH
基础数据35	方法II	2023-01-01	每半年	月度	高	工具II	负责人II
基础数据36	方法JJ	2023-01-01	每年	月度	中	工具JJ	负责人JJ
基础数据37	方法KK	2023-01-01	每季度	月度	高	工具KK	负责人KK
基础数据38	方法LL	2023-01-01	每半年	月度	中	工具LL	负责人LL
基础数据39	方法MM	2023-01-01	每年	月度	低	工具MM	负责人MM
基础数据40	方法NN	2023-01-01	每季度	月度	中	工具NN	负责人NN
基础数据41	方法OO	2023-01-01	每半年	月度	高	工具OO	负责人OO
基础数据42	方法PP	2023-01-01	每年	月度	中	工具PP	负责人PP
基础数据43	方法QQ	2023-01-01	每季度	月度	高	工具QQ	负责人QQ
基础数据44	方法RR	2023-01-01	每半年	月度	中	工具RR	负责人RR
基础数据45	方法SS	2023-01-01	每年	月度	低	工具SS	负责人SS
基础数据46	方法TT	2023-01-01	每季度	月度	中	工具TT	负责人TT
基础数据47	方法UU	2023-01-01	每半年	月度	高	工具UU	负责人UU
基础数据48	方法VV	2023-01-01	每年	月度	中	工具VV	负责人VV
基础数据49	方法WW	2023-01-01	每季度	月度	高	工具WW	负责人WW
基础数据50	方法XX	2023-01-01	每半年	月度	中	工具XX	负责人XX
基础数据51	方法YY	2023-01-01	每年	月度	低	工具YY	负责人YY
基础数据52	方法ZZ	2023-01-01	每季度	月度	中	工具ZZ	负责人ZZ
基础数据53	方法AA	2023-01-01	每半年	月度	高	工具AA	负责人AA
基础数据54	方法BB	2023-01-01	每年	月度	中	工具BB	负责人BB
基础数据55	方法CC	2023-01-01	每季度	月度	高	工具CC	负责人CC
基础数据56	方法DD	2023-01-01	每半年	月度	中	工具DD	负责人DD
基础数据57	方法EE	2023-01-01	每年	月度	低	工具EE	负责人EE
基础数据58	方法FF	2023-01-01	每季度	月度	中	工具FF	负责人FF
基础数据59	方法GG	2023-01-01	每半年	月度	高	工具GG	负责人GG
基础数据60	方法HH	2023-01-01	每年	月度	中	工具HH	负责人HH
基础数据61	方法II	2023-01-01	每季度	月度	高	工具II	负责人II
基础数据62	方法JJ	2023-01-01	每半年	月度	中	工具JJ	负责人JJ
基础数据63	方法KK	2023-01-01	每年	月度	低	工具KK	负责人KK
基础数据64	方法LL	2023-01-01	每季度	月度	中	工具LL	负责人LL
基础数据65	方法MM	2023-01-01	每半年	月度	高	工具MM	负责人MM
基础数据66	方法NN	2023-01-01	每年	月度	中	工具NN	负责人NN
基础数据67	方法OO	2023-01-01	每季度	月度	高	工具OO	负责人OO
基础数据68	方法PP	2023-01-01	每半年	月度	中	工具PP	负责人PP
基础数据69	方法QQ	2023-01-01	每年	月度	低	工具QQ	负责人QQ
基础数据70	方法RR	2023-01-01	每季度	月度	中	工具RR	负责人RR
基础数据71	方法UU	2023-01-01	每半年	月度	高	工具UU	负责人UU
基础数据72	方法VV	2023-01-01	每年	月度	中	工具VV	负责人VV
基础数据73	方法WW	2023-01-01	每季度	月度	高	工具WW	负责人WW
基础数据74	方法XX	2023-01-01	每半年	月度	中	工具XX	负责人XX
基础数据75	方法YY	2023-01-01	每年	月度	低	工具YY	负责人YY
基础数据76	方法ZZ	2023-01-01	每季度	月度	中	工具ZZ	负责人ZZ





別記第十五号様式（第五条第七項関係）

1. 第二回「金田一博士は本格的な探偵活動を開始する」、第三回「金田一博士は魔術師を解説する」。  
2. 「魔術師」の解説、第三回「魔術師」の解説、第四回「魔術師」の解説。  
3. 「魔術師」の解説、第五回「魔術師」の解説、第六回「魔術師」の解説。  
4. 第三回「魔術師」の解説、第四回「魔術師」の解説、第五回「魔術師」の解説、第六回「魔術師」の解説。  
5. 第三回「魔術師」の解説、第四回「魔術師」の解説、第五回「魔術師」の解説、第六回「魔術師」の解説。

別記第十六号様式（第五条第七項関係）

固氮菌	×××	×
固氮球菌	×××	×
固氮链球菌	×××	×
固氮放线菌	×××	×
固氮菌	×××	×
固氮球菌合子	×××	×
固氮链球菌	×××	×

別記第十七号様式（第五条第七項関係）



別記第二十二号様式（第五条第七項関係）

別記第二十二号様式（第五条第七項関係）	
（略）	
（略）	
（略）	
（略）	

別記第二十三号様式（第五条第七項関係）

別記第二十三号様式（第五条第七項関係）	
（略）	
（略）	
（略）	
（略）	

別記第二十四号様式（第五条第七項関係）

別記第二十四号様式（第五条第七項関係）	
（略）	
（略）	
（略）	
（略）	

別記第二十五号様式（第五条第七項関係）

別記第二十五号様式（第五条第七項関係）	
（略）	
（略）	
（略）	
（略）	









別記第三十三号様式（第十五条（第二十五条）において準用する場合を含む。）関係

別記第三十四号様式（第十八条関係）

別記第三十五号様式（第二十二条第二項関係）

別記第三四号様式(第十九条添付)	
<b>【本紙】</b>	
【書出提出】	財務報告に係る内部統制報告書
【書出先】	カジノ管理会員及び国土交通大臣
【書出日】	年月日
<b>【別紙】</b>	
【本店の役職氏名】	
【高級幹部者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
 1.【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】	
2.【財務の範囲、基準並びに評議会等の開催する事項】	

3【評価結果に関する事項】  
4【付記事項】  
5【特記事項】  
(記載の注意)  
財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（内閣府令第1号～内閣府令第10号）、第二回規制監視会議規則等を参照のこと。

別記第三十五号様式（第二十一条第一項関係）	
【表紙】	
【提出書類】	四半期報告書
【提出先】	カジノ管理委員会及び国土交通大臣
【提出日】	年 月 日
【四半期会計期間】	第 期 第四半期（自 年 月 日 至 年 月 日）
【名前】	

